

お客様各位

日の出証券株式会社

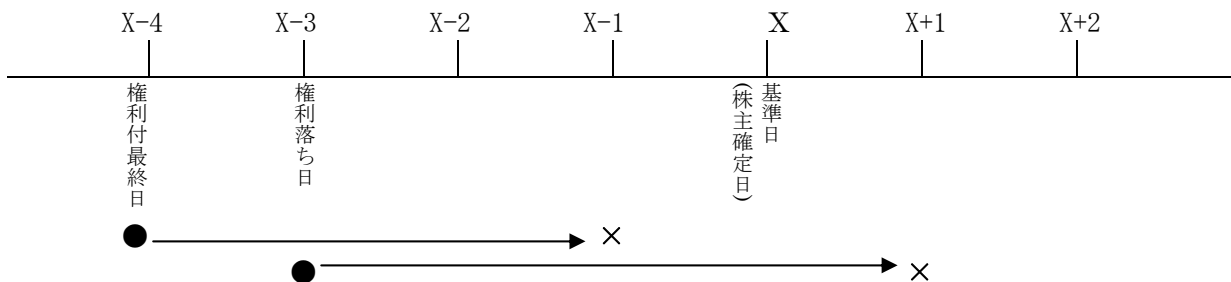
株券等の 5 日目決済及び期間売買停止の廃止について

株券電子化が実施されたことを踏まえ、株式等の普通取引において株主を確定するための基準日が設定される場合に行われる売買から起算して 5 日目に決済を行う取引（「5 日目決済」）や、株式併合等に係る効力発生日の 4 日前の日から効力発生日の前日までの間の売買停止（「期間売買停止」）は、平成 21 年 11 月 16 日（月）に廃止されます。

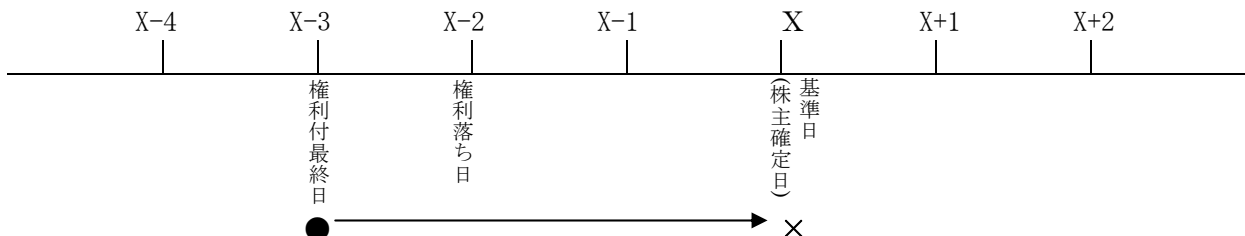
1、株券等の 5 日目決済の廃止について

- ・対象となる有価証券（株券（含む：外国株券）、ETF（含む：外国 ETF）、REIT 等）の普通取引について 5 日目決済を廃止し、4 日目決済に一本化されます。
- ・権利付最終日と権利落ち日がそれぞれ 1 日後倒しとなります。
- ・権利付最終日の約定については基準日が受渡日になります。（5 日目決済から 4 日目決済へ）

< 現行 >



< 「5 日目決済制度」廃止後 >

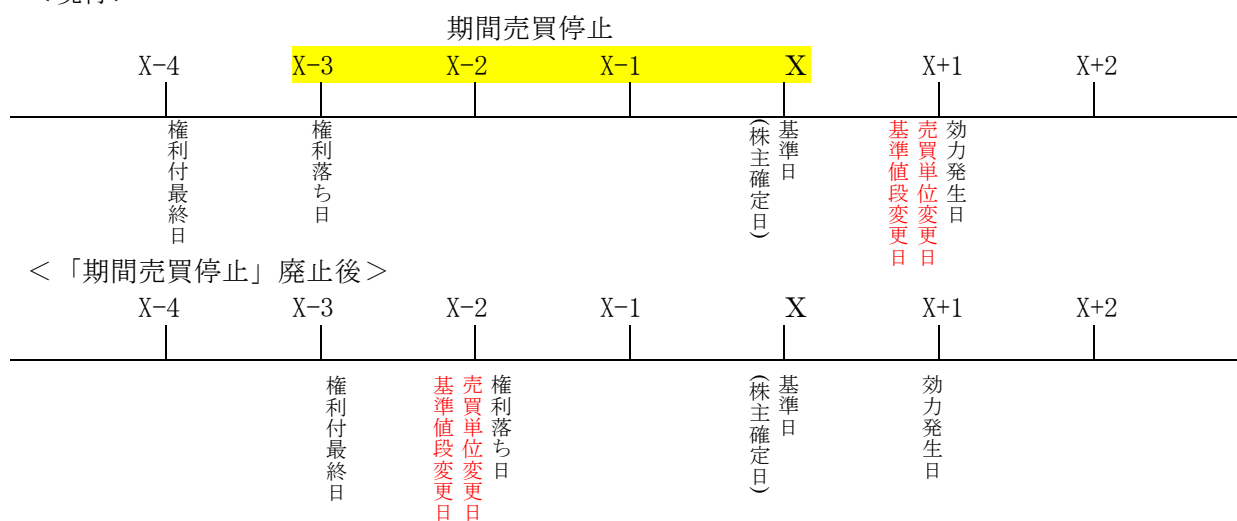


※権利付最終日、権利落ち日が 1 日後倒しとなる

## 2、期間売買停止の廃止について

- ・株式の併合又は株式の分割等と同時に単元株式数が増加する場合、若しくは単元株式数についての定款の定めが設けられる場合に行っている期間売買停止が廃止されます。
- ・期間売買停止の廃止後は、株式併合等の効力発生の日の3日前の日から、普通取引の売買単位が株式併合等の効力発生後の単元株式数（会社が単元株式数を定めていないときは1株）となります。
- ・権利付最終日と権利落日がそれぞれ1日後倒しになります。
- ・基準値段調整日と売買単位変更日が **X+1** の日から **X-2**（権利落日）の日に前倒しになります。
- ・権利落日から売買単位の変更、および基準値段が調整され、売買可能となります。

< 現行 >



## 3、対象外銘柄

下記の商品や銘柄は5日目決済および期間売買停止の廃止の対象外となります。

- 上場債券(転換社債型新株予約権付社債、国債、地方債、一般債、円建外債)
- 日本銀行出資証券

## 4、制度改正日

平成21年11月16日(月)約定分以降

以上